

津なぎさまち駐車場管理規程

1 駐車場の名称

津なぎさまち内駐車場

(三重県津市なぎさまち1番1)

第2駐車場

(三重県津市海岸町1012-13及び1012-14)

第3駐車場

(三重県津市海岸町875、876-2、878、879-3、881、877-1及び877-2)

第4駐車場

(三重県津市海岸町991-1及び992-1)

第5駐車場

(三重県津市海岸町974-1)

目次

第1章 総則(1条～5条)

第2章 利用及び駐車料金(6条～14条)

第3章 引き取り手のない車両の措置(15条～17条)

第4章 保管責任及び賠償責任(18条～21条)

第5章 雑則(22条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理者である株式会社キャリアカーサービス(以下「管理者」という。)が、津なぎさまち駐車場(以下「駐車場」という。)を管理する上で必要な事項を定め、放置車両などの迷惑駐車を排除し、駐車場を適切に管理・運営することを目的とする。

(通則)

第2条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(駐車場の利用)

第3条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認の上、駐車場を利用するものとする。

(利用時間)

第4条 駐車場の利用時間は、毎日5時から24時までとする。

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車できる車両は、普通自動車、中型自動車、その他管理者が認める車両（自動二輪車を含む。）とする。

第2章 利用及び駐車料金

(駐車場の利用)

第6条 駐車場は、原則2泊までの短期利用者は、津なぎさまち内駐車場を、3泊以上の長期利用者は、第2、第3、第4及び第5駐車場を利用するものとする。

2 短期利用者は、概ね1週間、長期利用者は、概ね1カ月の利用を想定するものとする。

(駐車場の利用の特例)

第7条 前条の利用期間を超えて利用する者は、事前に管理者へ申請すること。

2 管理者の許可無く、前条の利用想定期間を超えて利用した場合、発見し次第車両の移動にかかる手続きを行うものとする。

(駐車場の入出等)

第8条 利用者は、車両を入場させるときは、入り口において津なぎさまちの利用日数を警備員に報告する。

2 利用日数が3泊以上である場合、管理者は、津なぎさまち内駐車場を利用する者に対して、第2、第3、第4及び第5駐車場へ駐車場所の移動するよう指導することができる。

3 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(車両の移動)

第9条 津なぎさまち内駐車場にて1カ月及び第2、第3、第4、第5駐車場にて3カ月を超えて駐車を確認された場合、車両の移動にかかる手続きを行うものとする。

(駐車位置)

第10条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができる。

2 管理者は、管理上必要があると認めるときには、利用者に対し駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内の車両走行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令で定められた資格を有すること
- (2) 徐行すること
- (3) 追越しをしないこと
- (4) 歩行者を優先すること
- (5) 駐車区画から出庫する車両の通行を優先すること
- (6) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (7) 誘導を行う係員の指示に従うこと

(遵守事項)

第12条 利用者は、前条の各号に掲げるものの他、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車輛から離れる際には施錠するなどにより盗難防止に努めること
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用して駐車しないこと
- (3) 所定の場所以外での喫煙又は火器を使用しないこと
- (4) 場内において宿泊しないこと
- (5) 場内の施設等及び車両等（車両並びに積載物及び取付物を含む。以下同じ。）を損傷（滅失、毀損及び汚損をいう。以下同じ。）しないこと
- (6) 他の車両の事故又は他の車両等に異常の発生を発見した場合は、直ちに警備員に連絡すること
- (7) 廃棄物、引火物、爆発物その他危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあると求められるものをみだりに持ち込まないこと。
- (8) 車両の放置をしないこと
- (9) 津なぎさまち内施設の利用、高速船乗船及び見送り以外の目的で駐車しないこと
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務の妨げ又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(駐車拒否等の措置)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は入場の受付を停止するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を断ることができる。

- (1) 駐車場の施設等又は他の車両などを損傷するおそれがあると認められる場合
- (2) 酒気を帯び、又は無謀な運転を行う恐れがある場合
- (3) 台風接近時に伴う高潮、高波被害等の災害により、津なぎさまちに被害が及ぶと想定される場合
- (4) その他管理者が駐車場の管理上支障があると認める場合

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生する恐れがある場合は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(駐車料金)

第15条 駐車料金は無料とする。

第3章 引き取り手のない車両の措置

(引取りの請求)

第16条 利用者が、予め管理者への届出を行うことなく第6条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は、車検切れやナンバープレート無し等車両として走行する機能を有していない車両が駐車していた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は車両への掲示により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることが出来ないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して、通知又は車両への掲示により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。

3 前2項による請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規程により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責任を負わない。

(車両の調査)

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者、所有者等を確認するために必要な限度において、車両等（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動・保管)

第18条 管理者は、第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知又は駐車場において掲示した上、車両等を他の場所に移動することができる。

2 管理者は、前項の規定により車両を移動させた場合、その所有者に対して、車両移動費金5万円を請求することができる。

第4章 保管責任及び賠償責任

(保管責任)

第19条 管理者は、利用者が入庫した時から出庫するまでの間は、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際には、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第20条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由により生じた車両等又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責任を負わない。

- (1) 天災地変その他不可抗力又は管理者の責に帰さない事由によって生じた浸水その他の事故
- (2) 車両などが原因で生じた事故及び車両などの管理不十分による事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内の事故
- (4) 第10条又は第11条の規程に従わずに発生した事故
- (5) 第12条の規程に伴う措置に従わなかった場合
- (6) 第13条の規程に伴う措置
- (7) 第17条の規程に伴う車両の移動及び保管
- (8) 法令に基づく命令又は強制執行

(利用者の賠償責任)

第22条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担を請求できる。

第5章 雑則

(この規程に定めない事項)

第23条 この規程に定めのない事項については、法令等の規定及び施設所有者である津市との協議によって処理する。

附 則

この規程は、平成29年2月10日から施行する。